明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二六二）　三
○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（二六三）　四
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二六四）
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六五）　五
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（二六六）
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二六七）　六
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六八）
○権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令（二六九）　七
○国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二七〇）

〔省　令〕

○景観行政団体及び景観計画に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通・環境**一）
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通**二）　六二
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**七四）　六三
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**同**七五）　六四

本号で公布された法令のあらまし

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（国土交通省）

1　気象庁に新たに気象防災監を一人置くこととした。（第二二六条関係）

2　気象庁に置かれる部の定数を改め、同庁に情報基盤部及び大気海洋部を置くこととした。（第二二七条、第二二九条及び第二三〇条関係）

3　総務部の所掌事務を変更することとした。（第二二八条関係）

4　地震火山部の所掌事務を変更することとした。（第二三一条関係）

5　気象庁に置かれる課等の定数を改めることとした。（第二三三条関係）

6　この政令は、令和二年一〇月一日から施行することとした。

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第二六三号）（総務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四一号）の施行に伴い、試験研究を行う地方独立行政法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲を定めることとした。（第三条の三関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二六四号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　控除対象通算適用前欠損調整額等に係る欠損金額の範囲を定めることとした。（第八条の一二、第八条の一六の三、第四八条の一一及び第四八条の一一の七関係）

㈡　控除対象通算適用前欠損調整額等の控除上限額である法人税額から控除する額を定めることとした。（第八条の一三、第八条の一九の三、第八条の二〇、第八条の二三、第四八条の一一の二、第四八条の一一の一〇、第四八条の一一の一三、第四八条の一一の一八、第四八条の一一の二二及び第四八条の一一の二五関係）

㈢　控除対象通算適用前欠損調整額等の特例を定めることとした。（第八条の一四、第八条の一六の七、第八条の一六の八、第八条の一七の二、第八条の一九の二、第八条の一九の四、第八条の二三の二、第四八条の一一の三、第四八条の一一の一一、第四八条の一一の一二、第四八条の一一の一四、第四八条の一一の一七、第四八条の一一の一九及び第四八条の一一の二六関係）

㈣　適格合併等が行われた場合の被合併法人等から合併法人等への控除対象通算適用前欠損調整額等の引継ぎの要件を定めることとした。（第八条の一五、第八条の一六の四、第八条の一八、第八条の一九の五、第八条の二一、第八条の二四、第四八条の一一の四、第四八条の一一の八、第四八条の一一の一五、第四八条の一一の二〇、第四八条の一一の二三及び第四八条の一一の二七関係）

㈤　適格合併等が行われた場合の被合併法人等から合併法人等への控除対象通算適用前欠損調整額等の引継ぎの特例を定めることとした。（第八条の一六、第八条の一六の五、第八条の一九、第八条の一九の六、第八条の二二、第九条、第四八条の一一の五、第四八条の一一の九、第四八条の一一の一六、第四八条の一一の二一、第四八条の一一の二四及び第四八条の一一の二八関係）

㈥　控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例を定めることとした。（第八条の一六の二、第四八条の一一の六関係）

2　事業税

法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を計算する場合において、法人税の規定の例により、繰越欠損金を損金の額に算入するための必要な読替え等を定めることとした。（第二〇条の三関係）